

## 県立学校の学校再開に向けたガイドライン【改訂版】

令和2年5月28日

今般の新型コロナウイルス感染症対策において、学校の教育活動を再開していくにあたり、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示された。また、本県では「社会経済活動再開に向けたガイドライン」が示され、今後は、引き続き万全の感染症対策を講じるとともに、学校における教育活動を適切に行っていく必要がある。

そこで、それらを踏まえ「県立学校の学校再開に向けたガイドライン」の改訂を行ったので、今後、学校における教育活動を段階的に再開していく上では、以下の対応を行うこととする。

(参考)「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準(国)と「社会経済活動再開に向けたガイドライン」(県)のイメージ図

※ 群馬県では、2週間を目途に警戒度を評価・決定するので、下記の表はあくまで目安です。

「国」の基準		「県」の警戒度	
		6月1日～6月14日(目安)	6月15日～(目安)
レベル2	①		
	②	警戒度2 (分散登校 週2～3日)	
レベル1			警戒度1★ (分散登校 週5日)

### 1 登校前、登校時の対応

#### (警戒度1) 通常登校に対応する内容

- 毎朝、家庭での検温を行い、37.0度未満であっても平熱より高い時や体調不良の時は、登校を控えさせる。
- 発熱や風邪症状のある児童生徒は登校しないよう指導を徹底するとともに、保護者の協力を求める。あわせて、欠席ではなく、出席停止として扱うことなどについて丁寧に説明する。
- 登校時にはマスクを着用させるとともに、こまめな水分補給のために、飲み物を持参させる。
- 登校時に、非接触型体温計を用いて児童生徒の体温を測り、37.0度未満であっても、自分の平熱より高い場合や体調不良が見られる場合は、健康観察をしっかりと行い、保護者に連絡した上で、帰宅させる。
- 児童生徒は、自宅での検温結果や体調を「健康観察記録表」に記入し、登校時の検温の際に教職員に提出する。
- 周囲との間隔を1～2メートル以上空けて、登校する。

- 校門や児童生徒玄関が複数ある場合には、学年・クラスごとに使用する場所を指定したり、登校時に限って児童生徒用玄関以外の場所からも校内に入れるようにしたりすることで、児童生徒が分散して校内に入れるよう工夫する。
- 登校時、校舎に入る際には、各教室に入る前に、手指のアルコール消毒又は手洗いを確実に行う。

### **（警戒度 1★・警戒度 2）分散登校時に対応する内容**

※「警戒度 1」における対応に加え、以下の対応を行う。

- 校舎に入る前に、非接触型体温計を用いて児童生徒の体温を測り、37.0 度未満であっても、自分の平熱より高い場合や体調不良が見られる場合は、健康観察をしっかりと行い、保護者に連絡した上で、帰宅させる。
- 児童生徒は、自宅での検温結果や体調を「健康観察記録表」に記入し、登校時の検温の際に教職員に提出する。また、同居の家族にも検温や体調確認をしていただき、何か変わったことがあれば学校に伝えてもらう。

#### ■ 「警戒度 1」の分散登校（警戒度1★）

学級を 2～3 のグループに分け、午前と午後のグループに分けるなどして週 5 日登校させるなど、身体的距離を保って、3密を防ぐとともに、登校になれるよう配慮する。

#### ■ 「警戒度 2」の分散登校

学年や学級を 2～3 のグループに分け、曜日や時間を限定して、週 2～3 日程度の分散登校させるなど、身体的距離を保ち、3密を防ぐための体制を整える。

## 2 学校生活における対応

### **（警戒度 1）通常登校に対応する内容**

#### (1) 手洗いの徹底

- こまめに手洗いをを行うよう指導する。また、不用意に手で顔を触れないよう指導するとともに、複数の人が触れる共用部分に触れた場合にも、手洗いを実施するよう指導する。

#### (2) マスクの着用

- 朝のホームルームで、マスクの所持について確認し、家庭にマスクがない場合には、保護者に協力を依頼してマスクを作成するよう指導する。朝のホームルームでマスクが確認できない児童生徒には、学校で保管している予備のマスクを使用したり、ハンカチ等を用いた簡易マスクを作成したりするよう指導する。
- 国が示しているマスクの作成方法や、他県の事例などについても周知する。

- 運動時を除き、室内では、飛沫を飛ばさないよう通常マスクを着用する。
- ※ 身体へのリスクを考慮し、運動時におけるマスクの着用は必要ありませんが、児童生徒間の距離を十分確保するなどの対策を講じる。
- ※ 軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではない。ただし、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られるような場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を十分確保して休憩するよう指導する。

### (3) 換気の実施

- 換気のため、各教室の窓は対角線上の2か所以上を開放しておく。また、休み時間には、出入口のドアも開放して換気を徹底する。その際、児童生徒には服装によって体温調節を行うよう指導する。
- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を徹底する。

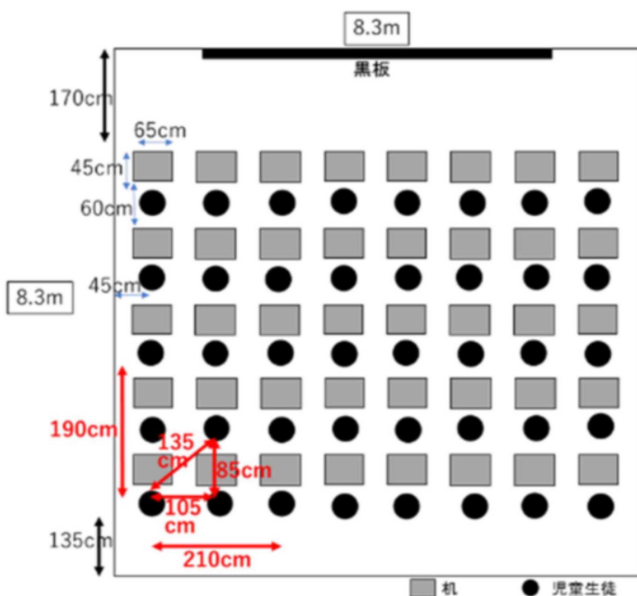
### (4) 学校行事の見直し

- 体育祭や文化祭、発表会、修学旅行など、児童生徒が密集して長時間活動する学校行事は、当分の間実施しない。
- 修学旅行については、延期・縮小・中止について検討する。
- 体育祭や文化祭、発表会など、修学旅行以外の学校行事についても、感染防止及び授業時数確保の観点から、縮小・中止・延期等について検討する。
- 学校行事を行う場合は、近隣都県及び本県における感染状況や県主催イベントの実施ガイドライン等も踏まえ、実施時期や内容について検討する。

### (5) その他

- こまめな水分補給を行うよう指導する。
- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど学校の共用部分には、できるだけ触れる回数を減らし、共用部分は、1日1回以上アルコール消毒するよう指導する（アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)の水溶液を用いてもよい。）。
- 校内に、手洗いや咳エチケットのポスターを掲示し、児童生徒への指導を徹底する。(参考：<https://www.bowlgraphics.net/covid19>)
- 授業で使用する教材の児童生徒間での共用はできるだけ避け、使用後は、消毒液等により消毒する。
- 洋式トイレについては、蓋を閉めて流す。
- 外来者への対応については、外来者用入り口に手指の消毒設備を設置し、外来者に対しても検温を行う。
- 室内においては、児童生徒間の距離を1メートルを目安に、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるよう指導する。

(参考) 警戒度 1 (1クラス40人の例)



### (警戒度 1★・警戒度 2) 分散登校時に対応する内容

※「警戒度 1」における対応に加え、以下の対応を行う。

#### (1) 手洗いの徹底

- 休み時間ごとに手洗いを行う。その際、手洗い場に児童生徒が集中することのないように、授業時間を短縮して休み時間を長く設けるなどの工夫を行う。また、休み時間においても、近距離での会話や大声での発声等を避けて行動するよう指導する。

#### (2) その他

- 室内においては、児童生徒間の距離を2メートル（最低1メートル）確保するよう、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるよう指導する。

### 3 保健室における対応

#### (警戒度 1・2) 通常登校・分散登校に関わらず共通する内容

- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が発生しないよう配慮する。
- 児童生徒が、体調不良を訴えて保健室に来室した場合は、室内の換気をしっかり行い、マスクを着用して対応する。問診時は、可能な限り児童生徒との距離を保つとともに、対応後はしっかり手洗いを行う。
- 複数の児童生徒が保健室を利用する場合、児童生徒が他の児童生徒と接することのないよう、児童生徒間の距離を1～2メートル空けたり、カーテンやついたてを利用したりするなどの工夫をする。
- 学校で児童生徒の発熱を確認した場合は、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導するとともに、かかりつけ医や必要に応じて「帰国者・接触者相談センター」に電話などで相談するよう、家庭に指導する。

- 体調不良の児童生徒を帰宅させる場合で、保護者の迎えを待つ等で学校にとどまらせる必要がある場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、学校の実態に応じて、例えば、別室で待機させるなどの配慮をする。ただし、体調の悪い児童生徒を1人にしない。
- 体調不良の児童生徒が滞在した部屋は、しっかり換気を行い、接触した物は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)の水溶液を用いて消毒する。

#### 4 給食、食事における対応

##### **(警戒度1) 通常登校に対応する内容**

- 食事の前には、給食当番はもとより、児童生徒等全員の手洗いを徹底する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、マスク等を着用するなど衛生的な服装であるか、手洗いを徹底しているか等を点検した上で配膳に当たる。
- 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔をできるだけ空けて(1～2メートルを目安とする)、飛沫を飛ばさないように会話を控える等の対応を行う。
  - ※ 食事はマスクを外すことから、近距離で会話をしている状況は、特に感染リスクが高い。
- 教室以外の場所も開放し、食事場所を分散させる等の工夫を行う。
- 自ら摂食が困難な児童生徒等の摂食介助をする場合は、マスクを着用、食前・食後の手指消毒を徹底する(特別支援学校)。

##### **(警戒度1★・警戒度2) 分散登校時に対応する内容**

※「警戒度1」における対応に加え、以下の対応を行う。

- 配膳台の衛生管理を徹底する。(アルコールや次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)の水溶液を用いて消毒する。)
  - また、給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、良好な健康状態であることが前提ではあるが、急な体調変化等にも留意するなど健康観察の徹底を図る。当面は教職員による配膳もやむを得ないと考えられる。
- 時間差で給食を提供する場合は、衛生管理基準のもと食中毒等には十分注意する。(調理後2時間以内の喫食。高温多湿の場所に給食を放置しない等。)
- 可能な限り品数の少ない献立(例えば、主菜と具沢山の汁物等)で適切な栄養摂取ができるよう工夫する。
- 簡易給食(パン・牛乳)等個別包装の食材の活用も考慮する。
- 衛生管理上の観点から、給食の持ち帰りは想定されていないが、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合には、例外的に持ち帰りを実施することなども検討する。

## 5 部活動等における対応

### **（警戒度1）通常登校に対応する内容**

- 部活動については、生徒の健康保持や安全確保の観点から、生徒に任せるのではなく、教師や部活動指導員等が適切に指導し、実施状況を把握する。
- 学校生活と同様に、手洗い、水分補給、マスク着用（運動時を除く）、換気、アルコール消毒など、基本的な感染症対策を徹底した上で実施する。
- 活動に際しては、生徒間の距離の確保に留意し、大声での会話や発声は避ける。
- 発熱やだるさなど風邪の症状が見られる生徒は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- 部室や生徒会室等の利用に当たっては、短時間、少人数での利用とし、密閉、密集、密接の3条件を回避する。
- 放課後等デイサービスを利用している児童生徒等については、学校における検温の結果や体調についての的確に引き継ぎを行う。（特別支援学校）
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発声）が重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。

### **分散登校時（週5）に対応する内容**

※「警戒度1」における対応に加え、以下の対応を行う。

- 集団での活動機会が少なくなるため、個人練習がしやすい環境を整え、基礎体力や基礎力を養うことを推奨する。
- 部活動ごとに活動日・活動時間を設定し、同時に同一箇所で大勢が活動しないよう工夫する。
- 活動に際しては、生徒間の距離を2メートル以上空け、大声での会話や発声は避ける。
- 社会的距離が保てるよう、部活動ごとに活動日・活動時間を設定する。
- 疲労により感染リスクが高まることから、過度な運動は行わない。

### **（警戒度2）分散登校時（週2～3）に対応する内容**

- 部活動は自粛
- 部活動再開に向けた準備（新年度の組織編成、活動場所の整備、個人練習等）は、必要に応じて実施する。

※ ただし、当日分散登校をしている生徒を対象とする。

## 6 児童生徒及び教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合（疑いも含む）又は感染者の濃厚接触者となった場合の対応

### **（警戒度1）通常登校に対応する内容**

#### (1) 報告について

- 児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、学校は学校の設置者、管轄の保健所・保健福祉事務所、学校医に報告する。

- ・ 県立学校→県教育委員会報告窓口（健康体育課）

- ・ 市町村立学校→市町村教育委員会→管轄の教育事務所

- 県教育委員会報告窓口（健康体育課）

- ※ 児童生徒や教職員の感染者が出た場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の物品を消毒する。

- 児童生徒や教職員が、PCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合は、速やかに学校に連絡するよう周知する。

## (2) 出席停止等の扱いについて

- 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。この場合、出席停止として扱うことができる。

- 児童生徒等が感染者の濃厚接触者となった場合、出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。

- 児童生徒の感染が判明した場合、出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」とする。

## (3) 学校の臨時休業等について

ア 児童生徒又は教職員に感染者が出た場合  
学校全体を臨時休業とするなどの対応を行う。

イ 児童生徒又は教職員に濃厚接触者（※）が出た場合  
児童生徒又は教職員が濃厚接触者となった場合には、登校を認めない。その上で、児童生徒又は教職員の所属する学級及び部活動について、学級閉鎖及び活動停止とするなどの対応を検討する。

### ※ 濃厚接触者

手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった場合に、濃厚接触者と考えられる。保健所が必要な調査を行い決定する。

ウ 対応についての基本的な考え方

感染者又は濃厚接触者が出た場合は、上記ア、イを基本としながら、当該児童生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認し、所管の教育委員会と相談の上、対応を協議する。対応の規模（該当者の出席停止のみ、学校の全部又は一部の臨時休業、近隣校を含めた臨時休業等）や期間については、前述の内容を踏まえて検討する。

## **（警戒度1★・警戒度2）分散登校時に対応する内容**

※「警戒度1」における対応に加え、以下の対応を行う。

- (1) 基礎疾患や日常的に医療的ケアがある児童生徒等について（特別支援学校）

- 医療的ケアがある児童生徒が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、当該児童生徒の状態等に基づき、個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- 登校すべきでないと判断した場合は、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

## 7 スクールバスについて（特別支援学校）

### （警戒度 1・2）通常登校・分散登校に関わらず共通する内容

- スクールバスの運行については、3つの条件（密閉、密集、密接）を回避する必要があることから、学校再開後当分の間は保護者による送迎を原則とする。やむを得ない事情（送迎できる者がいない、車を所有していない等）がある場合に限り乗車を認める。なお、希望者が多く、3つの条件が回避できない場合は、曜日による利用等を学校で調整する。
- スクールバスを利用する児童生徒等は、毎朝必ず検温を行い、連絡帳への記入を徹底するとともに、乗車時に乗務員に提示し、乗務員は、児童生徒の健康状態に問題がないことを保護者と共に確認する。
- 発熱等、風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者へ周知徹底する。
- スクールバス運行前、運行後には、換気や車内清掃、消毒を適切に行う。
- 停留所等で停車中は、乗降口や運転席の窓等を開放し、十分な換気を行うとともに児童生徒等の安全に留意した上で、走行中の換気についても工夫する。
- スクールバスの運行を委託している場合は、委託事業者との事前の打合せを綿密に行い、安全な運行はもとより、感染防止対策について十分に確認する。

## 8 寄宿舎について（特別支援学校）

### （警戒度 1・2）通常登校・分散登校に関わらず共通する内容

- 寄宿舎については、3つの条件（密閉、密集、密接）を回避する必要があることから、学校再開後当分の間は、遠距離のため通学が困難な舎生に限り宿泊を認める。なお、宿泊を利用しない舎生については、放課後、保護者が迎えに来るまでの間、感染防止対策を講じた上で、寄宿舎の利用を認める。
- 宿泊を利用する舎生については、毎朝検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底し担任に提出する。また、宿泊を利用しない舎生については、毎朝自宅での検温を徹底するとともに、帰舎後の検温、手洗い等の感染防止対策を徹底する。



- 寄宿舎については、換気の徹底や消毒等、集団感染リスクに対応するなど、国のガイドラインの内容を踏まえ、万全の感染防止対策を講じる。
- 舎生について新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者に特定された場合、あるいは学校が臨時休業となった場合は、校長が寄宿舎の閉舎等について特別支援教育課と協議して決定する。

## 9 放課後等デイサービスとの連携について（特別支援学校）

### **（警戒度1）通常登校に関する内容**

- 放課後等デイサービスを利用している児童生徒等については、学校における検温の結果や体調についての的確に引き継ぎを行う。

### **（警戒度1★・警戒度2）分散登校時に対応する内容**

※「警戒度1」における対応に加え、以下の対応を行う。

- 放課後等デイサービスから、学校施設の開放について協力の要請があった場合は、使用の手続きや感染防止対策等について確認し、学校の教育活動に支障のない範囲で対応する。